

## 11. 輸入貨物の検査機器の費用



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からアルミホイールを購入（輸入）しています。

輸入貨物にゆがみによる不良品がしばしば含まれていたため、今般、当社は、輸入貨物の生産過程において、ゆがみを検知する検査機器を売手に無償で提供し、その検査機器による検査に合格したもののみを輸入することを売手と取り決めました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が無償で提供した検査機器に要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供した検査機器は、「輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの」に該当し、その検査機器に要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

貴社（買手）により無償で提供された検査機器によって行われる検査は、その検査に合格した貨物のみを売手が買手に引渡すために、生産過程において行われるものであることから、その検査機器は、輸入貨物の生産のために使用された工具等に該当します。

### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号ロ

### 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）